

平成24年2月28日
日本年金機構

年金事務所段階における記録回復の状況について

1. 年金事務所段階における記録回復件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 第三者委員会への確認申立ての年金事務所での処理状況・・・・・・・・・・3

1. 年金事務所段階における記録回復件数

	合計	厚生年金							国民年金									
		計	遡及訂正事案				包括的意見	脱退手当金	計	関連資料あり				関連資料なし(短期間の申立て)				
			K-1-①	K-1-②	K-1-③	K-2	K-3	K-4		A-1	A-2	A-3	A-4	B-1	B-2	B-3	B-4	B-5
			20年12月の基準等	21年12月の基準	①、②の同僚事案	あっせん事案の同僚事案	23年10月の基準	21年12月22年4月の基準		20年4月の基準			23年10月の基準	20年4月の基準	21年12月の基準		23年10月の基準	
21年12月末	1,731	996	505	－	210	281	－	－	735	14	24	5	－	692	－	－	－	－
23年5月末 (前回報告)	5,016	3,491	695	510	876	1,189	－	221	1,525	23	35	17	－	1,371	71	8	－	－
23年12月末	6,855	5,131	735	656	1,038	1,614	831	257	1,724	23	35	21	0	1,544	89	10	0	2
前回報告からの増	1,839	1,640	40	146	162	425	831	36	199	0	0	4	－	173	18	2	－	2
機構設立後の実績	5,124	4,135	230	656	828	1,333	831	257	989	9	11	16	－	852	89	10	－	2

<厚生年金>

K-1:不適正な遡及訂正処理事案に該当するもの

- ① 20年12月の基準(全喪日以後の遡及訂正事案であって、給与明細等があるもの)
及び21年5月の基準(同年12月から②の基準に移行)

- ② 21年12月の基準(6.9万件該当の従業員事案)

K-2:あっせん事案の同僚事案に該当するもの

K-3:厚生年金特例法第1条第1項に規定する場合に該当するもの(23年10月の基準)

K-4:脱退手当金に係る事案に該当するもの(21年12月の基準及び22年4月の基準)

※下線は平成23年10月からの基準

<国民年金>

A-1:確定申告書(控)によるもの(20年4月の基準)

A-2:家計簿によるもの(20年4月の基準)

A-3:預貯金通帳等によるもの(20年4月の基準)

A-4:預り証によるもの(23年10月の基準)

B-1:1年以下の未納期間に対する申立てによるもの(現年度)(20年4月の基準)

B-2:1年以下の未納期間に対する申立てによるもの(現年・過年問わず)(21年12月の基準)

B-3:2年以下の未納期間に対する申立てによるもの(現年・過年問わず)(21年12月の基準)

B-4:手番払出日において過年度納付可能な期間に係る申立てによるもの(23年10月の基準)

B-5:申立期間に同居していた親族に係る保険料が納付済である申立てによるもの(23年10月の基準)

※下線は平成23年10月からの基準

(注)上記の記録回復件数は、加入者の場合、年金事務所等で記録回復を行い、ご本人に通知を行った件数であり、受給者の場合、ご本人から再裁定の申出をいただいた上で、年金事務所等で記録回復を行い、ご本人に通知を行った件数である。

年金事務所段階における記録回復件数(月別)
【平成22年1月以降】

	合計	厚 生 年 金							計	国 民 年 金								
		計	適及訂正事業				包括的意見	脱退手当金		関連資料あり				関連資料なし(短期間の申立て)				
			K-1-①	K-1-②	K-1-③	K-2	K-3	K-4		A-1	A-2	A-3	A-4	B-1	B-2	B-3	B-4	B-5
			20年12月の基準等	21年12月の基準	①、②の同僚事業	あっせん事業の同僚事業	23年10月の基準	21年12月22年4月の基準		20年4月の基準			23年10月の基準	20年4月の基準	21年12月の基準		23年10月の基準	
			21年12月末(累計)	1,731	996	505	－	210		281	－	－	735	14	24	5	－	692
22年1月	154	147	1	9	31	105	－	1	7	0	0	0	－	6	0	1	－	－
22年2月	80	62	7	18	26	10	－	1	18	1	0	0	－	14	3	0	－	－
22年3月	130	85	28	24	14	19	－	0	45	0	0	0	－	36	9	0	－	－
22年4月	94	65	11	27	17	8	－	2	29	0	1	2	－	26	0	0	－	－
22年5月	138	82	20	26	22	13	－	1	56	0	1	2	－	47	6	0	－	－
22年6月	167	128	10	49	44	23	－	2	39	0	2	0	－	30	4	3	－	－
22年7月	146	99	9	40	36	8	－	6	47	0	2	0	－	38	6	1	－	－
22年8月	154	83	7	26	27	18	－	5	71	1	0	2	－	61	5	2	－	－
22年9月	164	114	6	33	29	37	－	9	50	3	0	0	－	37	10	0	－	－
22年10月	203	126	9	15	22	64	－	16	77	0	2	0	－	72	2	1	－	－
22年11月	215	167	8	35	60	52	－	12	48	0	0	0	－	40	8	0	－	－
22年12月	260	203	9	15	56	100	－	23	57	1	1	3	－	49	3	0	－	－
23年1月	268	218	14	39	89	60	－	16	50	0	1	0	－	49	0	0	－	－
23年2月	276	210	18	28	32	102	－	30	66	3	1	1	－	55	6	0	－	－
23年3月	373	317	23	55	79	103	－	57	56	0	0	0	－	53	3	0	－	－
23年4月	250	215	5	37	48	102	－	23	35	0	0	0	－	32	3	0	－	－
23年5月	213	174	5	34	34	84	－	17	39	0	0	2	－	34	3	0	－	－
23年6月	186	150	9	31	31	56	－	23	36	0	0	0	－	31	5	0	－	－
23年7月	107	77	8	7	11	44	－	7	30	0	0	0	－	27	2	1	－	－
23年8月	135	98	5	28	34	31	－	0	37	0	0	1	－	32	3	1	－	－
23年9月	149	126	3	18	21	81	－	3	23	0	0	0	－	20	3	0	－	－
23年10月	212	191	7	27	29	74	54	0	21	0	0	2	0	17	2	0	0	0
23年11月	327	297	5	25	25	68	172	2	30	0	0	1	0	26	2	0	0	1
23年12月	723	701	3	10	11	71	605	1	22	0	0	0	0	20	1	0	0	1
22年1月～23年12月合計	5,124	4,135	230	656	828	1,333	831	257	989	9	11	16	0	852	89	10	0	2

<厚生年金>

K-1:不適正な適及訂正処理事業に該当するもの

① 20年12月の基準(全喪日以後の適及訂正事業であって、給与明細等があるもの)

及び21年5月の基準(同年12月から②の基準に移行)

② 21年12月の基準(6.9万件該当の従業員事業)

K-2:あっせん事業の同僚事業に該当するもの

K-3:厚生年金特例法第1条第1項に規定する場合に該当するもの(23年10月の基準)

K-4:脱退手当金に係る事業に該当するもの(21年12月の基準及び22年4月の基準)

※下線は平成23年10月からの基準

<国民年金>

A-1:確定申告書(控)によるもの(20年4月の基準)

A-2:家計簿によるもの(20年4月の基準)

A-3:預貯金通帳等によるもの(20年4月の基準)

A-4:預り証によるもの(23年10月の基準)

B-1:1年以下の未納期間に対する申立てによるもの(現年度)(20年4月の基準)

B-2:1年以下の未納期間に対する申立てによるもの(現年・過年間わす)(21年12月の基準)

B-3:2年以下の未納期間に対する申立てによるもの(現年・過年間わす)(21年12月の基準)

B-4:手書払出日において過年度納付可能な期間に係る申立てによるもの(23年10月の基準)

B-5:申立期間に同居していた親族に係る保険料が納付済である申立てによるもの(23年10月の基準)

※下線は平成23年10月からの基準

(注1)上記の記録回復件数は、加入者の場合、年金事務所等で記録回復を行い、ご本人に通知を行った件数であり、受給者の場合、ご本人から再裁定の申出をいただいた上で、年金事務所等で記録回復を行い、ご本人に通知を行った件数である。

(注2)上記の各月の記録回復件数は、前月末までの累積件数として報告のあったものと当月末までの累積件数として報告があったものの差を計上している。

2 . 第三者委員会への確認申立ての年金事務所での処理状況

○ 平成23年12月末時点

	受付(a)	記録回復(b)		取下げ等(c)		第三者委員会 へ送付(d)		確認中(e)	
	件数	件数	(b/a)	件数	(c/a)	件数	(d/a)	件数	(e/a)
累計	242,306	6,855	2.8%	9,842	4.1%	221,948	91.6%	3,661	1.5%

(年度別内訳)

平成19年度	50,434	135	0.3%	1,403	2.8%	48,896	97.0%	0	0.0%
平成20年度	49,807	1,051	2.1%	1,604	3.2%	47,152	94.7%	0	0.0%
平成21年度	60,374	1,330	2.2%	3,507	5.8%	55,537	92.0%	0	0.0%
平成22年度	59,912	2,448	4.1%	2,678	4.5%	54,786	91.4%	0	0.0%
平成23年度 (12月まで)	21,779	1,891	8.7%	650	3.0%	15,577	71.5%	3,661	16.8%

【参考1】

第三者委員会への送付後に年金事務所段階における記録回復基準に該当することが判明した事案

	合計	計	厚 生 年 金				計	国 民 年 金									
			遡及訂正事案		包括的意見	脱退手当金		関連資料のあるもの				短期間の未納					
			20年12月 21年12月 の基準等	あつせん事案 の同僚事案	23年10月の 基準	21年12月 22年4月 の基準											
			K-1	K-2	K-3	K-4		A-1	A-2	A-3	A-4	B-1	B-2	B-3	B-4	B-5	
①平成22年1月～10月	113 [131]	65 [83]	35	13 [31]	0	17	48	0	1	0	0	29	17	1	0	0	
（内訳）	該当する記録回復基準の 設定前に送付したもの	27	18	7			11	9					9				
	上記以外の理由によるもの	86 [104]	47 [65]	28	13 [31]		6	39		1			29	8	1		
	可否確認票を作成したが、 確認に問題があった等	21	17	8	7		2	4					2	1	1		
	可否確認票を作成せず	65	30	20	6		4	35		1			27	7			
②平成22年11月～23年5月	49 [54]	41 [46]	10	10 [15]	0	21	8	0	0	0	0	5	3	0	0	0	
（内訳）	該当する記録回復基準の 設定前に送付したもの	0	0					0									
	上記以外の理由によるもの	49 [54]	41 [46]	10	10 [15]		21	8					5	3			
	可否確認票を作成したが、 確認に問題があった等	34	32	6	6		20	2					2				
	可否確認票を作成せず	15	9	4	4		1	6					3	3			
③平成23年6月～12月	250 [251]	240 [241]	4	3 [4]	217	16	10	0	0	0	0	8	2	0	0	0	
（内訳）	該当する記録回復基準の 設定前に送付したもの	216	216			216		0									
	上記以外の理由によるもの	34 [35]	24 [25]	4	3 [4]	1	16	10					8	2			
	可否確認票を作成したが、 確認に問題があった等	28	21	3	1	1	16	7					6	1			
	可否確認票を作成せず	6	3	1	2			3					2	1			

(注) []内は、第三者委員会への送付時に、機構本部(又は社会保険庁本庁)作成の「同僚リスト」が年金事務所(又は社会保険事務所)に到達していなかったケースを含めた件数。

<厚生年金>

K-1 20年12月の基準(全喪日以後の遡及訂正事案であって、給与明細等があるもの)、21年5月の基準(同年12月から21年12月基準に移行)及び21年12月の基準(6.9万件該当の従業員事案)

K-2 あっせん事案の同僚事案に該当するもの

K-3 23年10月の基準(厚生年金特例法第1条第1項に規定する場合に該当するもの)

K-4 21年12月の基準及び22年4月の基準(脱退手当金に係る事案に該当するもの)

<国民年金>

A-1 20年4月の基準(確定申告書(控)によるもの)

A-2 20年4月の基準(家計簿によるもの)

A-3 20年4月の基準(預貯金通帳等によるもの)

A-4 23年10月の基準(預り証によるもの)

B-1 20年4月の基準(1年以下の未納期間に対する申立てによるもの(現年度))

B-2 21年12月の基準(1年以下の未納期間に対する申立てによるもの(現年度・過年度問わず))

B-3 21年12月の基準(2年以下の未納期間に対する申立てによるもの(現年度・過年度問わず))

B-4 23年10月の基準(手番払出日において過年度納付可能な期間に係る申立てによるもの)

B-5 23年10月の基準(申立期間に同居していた親族に係る保険料が納付済である申立てによるもの)

【参考2】

第三者委員会への送付後に年金事務所段階における記録回復基準に該当することが判明した事案(月別件数)

		厚 生 年 金			国 民 年 金	計	
		遡及訂正		包括的意見			脱退手当金
		遡及訂正事案	あっせん事案の 同僚事案				
(月別件数)	該当する基準の設定される前に送付したもの	7	0	216	11	9	243
	22年1月～10月	7	0	－	11	9	27
	22年11月	0	0	－	0	0	0
	22年12月	0	0	－	0	0	0
	23年1月	0	0	－	0	0	0
	23年2月	0	0	－	0	0	0
	23年3月	0	0	－	0	0	0
	23年4月	0	0	－	0	0	0
	23年5月	0	0	－	0	0	0
	23年6月	0	0	－	0	0	0
	23年7月	0	0	－	0	0	0
	23年8月	0	0	－	0	0	0
	23年9月	0	0	－	0	0	0
	23年10月	0	0	203	0	0	203
	23年11月	0	0	13	0	0	13
	23年12月	0	0	0	0	0	0
(月別件数)	上記以外の理由によるもの	42	26 [50]	1	43	57	169 [193]
	22年1月～10月	28	13 [31]		6	39	86 [104]
	22年11月	2	0 [0]		0	1	3 [3]
	22年12月	3	1 [3]		0	1	5 [7]
	23年1月	1	1 [1]		0	0	2 [2]
	23年2月	1	0 [2]		0	1	2 [4]
	23年3月	2	5 [6]		6	0	13 [14]
	23年4月	0	2 [2]		8	1	11 [11]
	23年5月	1	1 [1]		7	4	13 [13]
	23年6月	0	0 [0]		8	4	12 [12]
	23年7月	2	0 [0]		7	1	10 [10]
	23年8月	0	1 [1]		0	0	1 [1]
	23年9月	0	0 [0]		1	1	2 [2]
	23年10月	0	2 [2]	0	0	0	2 [2]
	23年11月	1	0 [1]	0	0	1	2 [3]
	23年12月	1	0 [0]	1	0	3	5 [5]

(注) []内は、第三者委員会への送付時に、機構本部(又は社会保険庁本庁)作成の「同僚リスト」が年金事務所(又は社会保険事務所)に到達していなかったケースを含めた件数。